

厚岸町議会 第4回定例会

平成26年12月12日

午前10時00分開議

- 議長（音喜多議員） ただいまから、平成26年厚岸町議会第4回定例会を続会いたします。

- 議長（音喜多議員） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

- 議長（音喜多議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、8番、竹田議員、9番、南谷議員を指名いたします。

- 議長（音喜多議員） 平成26年度各会計補正予算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩いたします。

午前10時01分休憩

午後1時34分再開

- 議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。
日程第2、議案第69号 平成26年度厚岸町一般会計補正予算、議案第70号 平成26年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第71号 平成26年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第72号 平成26年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算、議案第73号 平成26年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第74号 平成26年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第75号 平成26年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算、議案第76号 平成26年度厚岸町水道事業会計補正予算、議案第77号 平成26年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上9件を再び一括議題といたします。

本9件の審査につきましては、平成26年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めているところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

5番、中川委員長。

- 中川委員長 平成26年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました、議案第69号 平成26年度厚岸町一般会計補正予算外8件の審査につきましては、昨日と本日、2日間にわたりまして本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決

定をいたしましたので、ここにご報告を申し上げます。

以上、審査報告といたします。

- 議長（音喜多議員）　初めに、議案第69号　平成26年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（音喜多議員）　次に、議案第70号　平成26年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（音喜多議員）　次に、議案第71号　平成26年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（音喜多議員）　次に、議案第72号　平成26年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決するにご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（音喜多議員） 次に、議案第73号 平成26年度厚岸町介護保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（音喜多議員） 次に、議案第74号 平成26年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（音喜多議員） 次に、議案第75号 平成26年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（音喜多議員） 次に、議案第76号 平成26年度厚岸町水道事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（音喜多議員） 次に、議案第77号 平成26年度厚岸町病院事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（音喜多議員） 日程第3、意見書案第9号 漁業用燃油にかかる軽油引取税の免税措置の堅持に関する意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

- 議事係長（福田係長） 意見書案第9号 漁業用燃油にかかる軽油引取税の免税措置の堅持に関する意見書。

上記議案を次のとおり提出する。

平成26年12月10日。

提出者、厚岸町議会議員、堀守。

賛成者、厚岸町議会議員、大野利春、同じく竹田敏夫、同じく南谷健、同じく中屋敦。

漁業用燃油にかかる軽油引取税の……。

（南谷議員「9番」と呼ぶ）

- 議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

- 南谷議員 議長、議事進行。

この意見書につきましては、既に臨時会でも採択されている内容でございますから、職員の朗読は省略させていただければと思いますが、いかがでしょうか。

- 議長（音喜多議員） ただいま9番議員から、ただいまの意見書案第9号の朗読について

ては省略ということを申し出ていますが、これを許可しますか。

(「はい」の声あり)

- 議長（音喜多議員） よろしいですか。

(「はい」の声あり)

- 議長（音喜多議員） それでは、職員の朗読を省略いたします。
これより、提出者であります堀議員に提案理由の説明を求めます。
6番、堀議員。

- 堀議員 ただいま上程されました意見書案第9号漁業用燃油にかかる軽油引取税の免税措置の堅持に関する意見書について、提出者として提案理由の説明をさせていただきますと思います。

まずもって、本意見書提出前に、先の第2回臨時会におきまして、請願が皆様方のご理解のもと採択されましたこと、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

本意見書は、請願の採択されたものを受けての意見書となりまして、請願の採択時にも説明しましたとおり、漁業用燃油、軽油引取税の免税措置の継続を強く求めるものであります。

昨今の原油市場価格というものは下落傾向があり、その傾向が今後も続いてくればありがたいなというふうに思うのは皆様方も同じだとは思いますが、いずれにいたしましても、軽油引取税、本則、暫定税率含めての27.1円が万が一にも漁業用燃油に賦課されるようなことがありましたらば、漁業経営にとって与える影響は大変大きなものであることは皆様方もご承知と思います。何とかして、この免税措置の堅持というものを国に対して強く働きかけていかなければならない、その思いで意見書を上げさせていただきました。

本意見書の採択に当たりましては、皆様方の熱いご支持が得られますようお願いをいたしまして、私からの意見とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

- 議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

(なし)

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

なお、本案は、末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

●議長（音喜多議員） 日程第4、意見書案第10号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

●議事係長（福田係長） 意見書案第10号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書。

上記議案を次のとおり提出する。

平成26年12月10日。

提出者、厚岸町議会議員、谷口弘。

賛成者、厚岸町議会議員、石澤由紀子、同じく佐々木 治、同じく金橋康裕、同じく室崎正之。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書。

我が国において、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの現象を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上る。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、本議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記。

1、ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。

2、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年、月、日。

北海道厚岸郡厚岸町議会議長、音喜多政東。

参考。

送付先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後 1 時51分休憩

午後 1 時53分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

ただいまの意見書案で、文章の字句の訂正の申し出がありますので、それを許していただきたいと思います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 すみません。本文の「我が国」から始まるところの8行目、中ごろから「B型・C型肝炎ウイルスの現象」とありますけれども、「減少」でお願いいたします。

●議長（音喜多議員） 皆さんに諮ってみる。

ただいま……（発言する者あり）字句の訂正については皆さんに諮らなくてもいいそうなので、議長が認めることによってよろしいようですので、ただいま10番、谷口議員から求められております意見書案の本文の8行目、「現象」に対して「減少」のほうに変更したい、その旨を許可したいと思います。

よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●議長（音喜多議員） それでは、提出者であります谷口議員に提案理由の説明を求めます。

10番、谷口議員。

●谷口議員 貴重な時間、審議を煩わせます。

ただいま上程されました意見書案第10号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出者として、一言提案理由の説明をいたします。

本意見書は、本年11月4日にB型肝炎患者団体より当議会議長に陳情があったもので、厚生文教常任委員会において本陳情の趣旨を理解し、私が陳情者となり、厚生文教常任委員全員が賛成者となって提出したものであります。

本意見書の内容につきましては、ただいま朗読いただいたとおりであります。現在、我が国におけるウイルス性肝炎患者は350万人以上いると推定されておりますが、国は、ウイルス性肝炎患者（肝硬変、肝がん患者を含む）に対するインターフェロン、核酸アナログ製剤を中心とする一定の抗ウイルス療法について、国と自治体の予算に基づいて医療費の助成を実施しております。

ウイルス性肝炎患者に対して、係る特別な措置がとられるに当たっては、平成21年制定の肝炎対策基本法の前文にあるとおり、国内最大の感染症であるB型肝炎及びC型肝炎に係るウイルスへの感染については、国の責めに帰すべき事由によりもたらされ、また、その原因が解明されていなかったことによりもたらされたものであり、C型肝炎の薬害肝炎については国が責任を認め、B型肝炎の予防接種禍事件についても、最終の司法判断により国の責任が確定したことが周知の歴史的前提であります。

しかしながら、国が実施している現行の医療費助成の対象は、上記のとおりインターフェロン治療など一定の抗ウイルス療法に限定されており、これら治療法に該当しない肝硬変、肝がん患者の入院、手術費用等は、極めて高額に上るにもかかわらず助成の対象外となっています。そのため、肝硬変、肝がん患者を含む全ての肝炎医療に係る医療費助成制度を創設することを求めるものであります。

また、肝硬変患者に対する生活支援制度である障害年金については、基準の明確化を図りつつ、適正な認定範囲の実現に配慮した基準見直し作業が進んでおりますが、しかし、同じく肝硬変患者に対する生活支援の制度である身体障害者福祉法上の肝疾患の障害認定制度（障害者手帳）は、医学上の認定が極めて厳しいために、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度では肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘が現場の医師からも多く出されているところであり、そこで、障害者手帳の認定基準についても、早急に患者の実態に配慮した基準の緩和、見直しを行っていただきたいというものであります。

ウイルス性肝炎患者の長きにわたる闘病生活は、予防接種の注射器の打ち回しなど感染被害者であり、早急に本陳情で求めている医療費助成の拡充を求める本意見書を、満場の皆様のご同意をいただき、採択いただきますようお願いをいたします。

なお、この意見書につきましては、北海道を含む自治体は180あります。そのうち採択されている議会が現在まで163となっておりますので、どうかそのあたりもお含みいただきまして、ぜひ採択いただきますよう、よろしく願いをいたしまして、提案理由の説明といたします。

よろしく願いをいたします。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

（な し）

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
なお、本案は、末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

- 議長（音喜多議員） 日程第5、厚生文教常任委員会所管事務調査報告書を議題といたします。

今般、厚生文教常任委員会において行った所管事務についての調査報告書が厚岸町議会会議規則第77条の規定により、委員長から提出されております。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。
よって、本報告書のとおり了承することに決定いたしました。

- 議長（音喜多議員） 日程第6、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。
次期定例会までの間、閉会中における継続調査申出書が、お手元に配付のとおり各委員長から提出されております。
お諮りいたします。
本申出書のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。
よって、本申出書のとおり承認することに決定いたしました。

- 議長（音喜多議員） 以上で、本定例会に付議された議案の審査は全部終了いたしました。
よって、平成26年厚岸町議会第4回定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

午後2時01分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成26年12月12日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員